

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (5) 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
- (6) 新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- (13) コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例
- (15) 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
- (16) 新潟県教育の日に関する条例

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世